仙台市地域防災計画【風水害等災害対策編】修正案 新旧対照表(抄)

旧頁				旧						新		備考	
第3節	(中略)		基準と対象地域【市民 難情報の発令基準	・企業・地域団体等】		(中略	1. 避難情報の発令基準と対象地域【市民・企業・地域団体等】(中略)【参考】市の避難情報の発令基準						
適切な避難	[]		高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保				高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保		
P8~9				(中略)						(中略)			
	洪水(その他河川〔中小河川〕)	発令基準	_	・浸透、侵食による堤防の変状が発見され、かつ 洪水キキクル(気象庁本 ームページ洪水警報の 危険度分布)で紫が表示 されている場合 ・浸透、侵食による堤防 の異常な変状が確認された場合	・水位が氾濫開始水 位に到達するおそれ がある場合(危機管され である場合に設置され でいる場合に限る) ・異常な一般で変で、提びであるより、場合のではである。 その他氾濫の発生が確認された場合 が確認された場合		洪水(その他河川〔中小河川〕)	発令基準	等、当該中小河川の	・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「危険」(紫)が出現し、かつ降雨状況等により、氾濫の危険度がさらに高まると見込まれる場合・浸透、侵食による堤防の異常な変状が確認された場合	位に到達するおそれがある場合(危機管理型水位計が設置されている場合に限る)・異常な浸透、侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合・その他氾濫の発生が確認された場合	中小河川における避難情報発令基準の一部修正	
				(中略)				1		(中略)			
	防災重点ため池(※3)の決壊	発令基準	水位が設計洪水位(※4)に達した場合	・水位が設計洪水位(※ 4)を超え、なお上昇のお それがある場合 ・ため池の近郊におい て、洪水調整機能の限界 を超えることが予想さ れる降雨が発生した場 合(水位計が設置されて いない場合の暫定基準)	おそれがある場合 ・氾濫の発生が確認 された場合		防災重点農業用ため池(※3)の決壊	発令基準	水位が設計洪水位(※4)に達した場合	・水位が設計洪水位(※ 4)を超え、なお上昇のお それがある場合 ・ため池の近郊におい て、洪水調整機能の限界 を超えることが予想さ れる降雨が発生した場 合(水位計が設置されて いない場合の暫定基準)	おそれがある場合 ・氾濫の発生が確認	防災重点農業用 ため池に係る防 災工事等の推進 に関する特別措 置法に則り、名 称を変更	

旧頁					旧						新	備考	
旧頁 第1部 第1章 第3節 適切な避難 行動を行う P8~9		早期発令 (※ 5) 対象地域 台風等により本市 台風等により本市内に 甚大な被害が 基大な被害が発生する おそれが高まった場合 ・土砂災害警戒区域等 ・・洪水浸水想定区域(水防法第14条) - ・ハザードマップで示された浸水範囲(防災重						マリカタル域					
第第第交フに報る P27	※ う 対象地域 ・洪水浸水想定区域(水防法第 14 条) ・ハザードマップで示された浸水範囲(防災重点ため池) (中略) ※3 防災重点ため池 下流に住宅や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れがあるため池。 (資料 6-18「防災重点ため池一覧」参照) 【参考】市や防災関係機関の取り組み 1~3(略) 4. ガス施設に関する広報 災害発生時には、供給停止状況、復旧見込み及び市民の協力が必要となる事項に関し、報道機関の協力によりラジオ、テレビ、新聞で広報を行うとともに、ガス局ホームページにより周知します。また、供給停止地区には、広報車を出動させて市民にきめ細りた情報提供を行い、 フロジ						を照) 最道機 周知し	***					
第1部 第1章 第11節 生活で復興に 関する 731	(中略 (1) 被 が を行 ア	住宅のM 数 数 受害のた テいます (略) 期間	応急値 の応 こめに -。	多理や土石等の障害物 「急修理	がし、居住のため必要な最	侵小限度の部分の応急的な	菜補修	1. 被 (口 (1)	p略) 被災住 災害の を行いま ア(略) イ 期間	D応急(宅の応 ために す。 発生の	急修理や土石等の障害物除去 応急修理 に被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分の応急的な補 の日から3か月以内(災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された	る救助の程度、 方法及び期間並 びに実費弁償の 基準に整合	

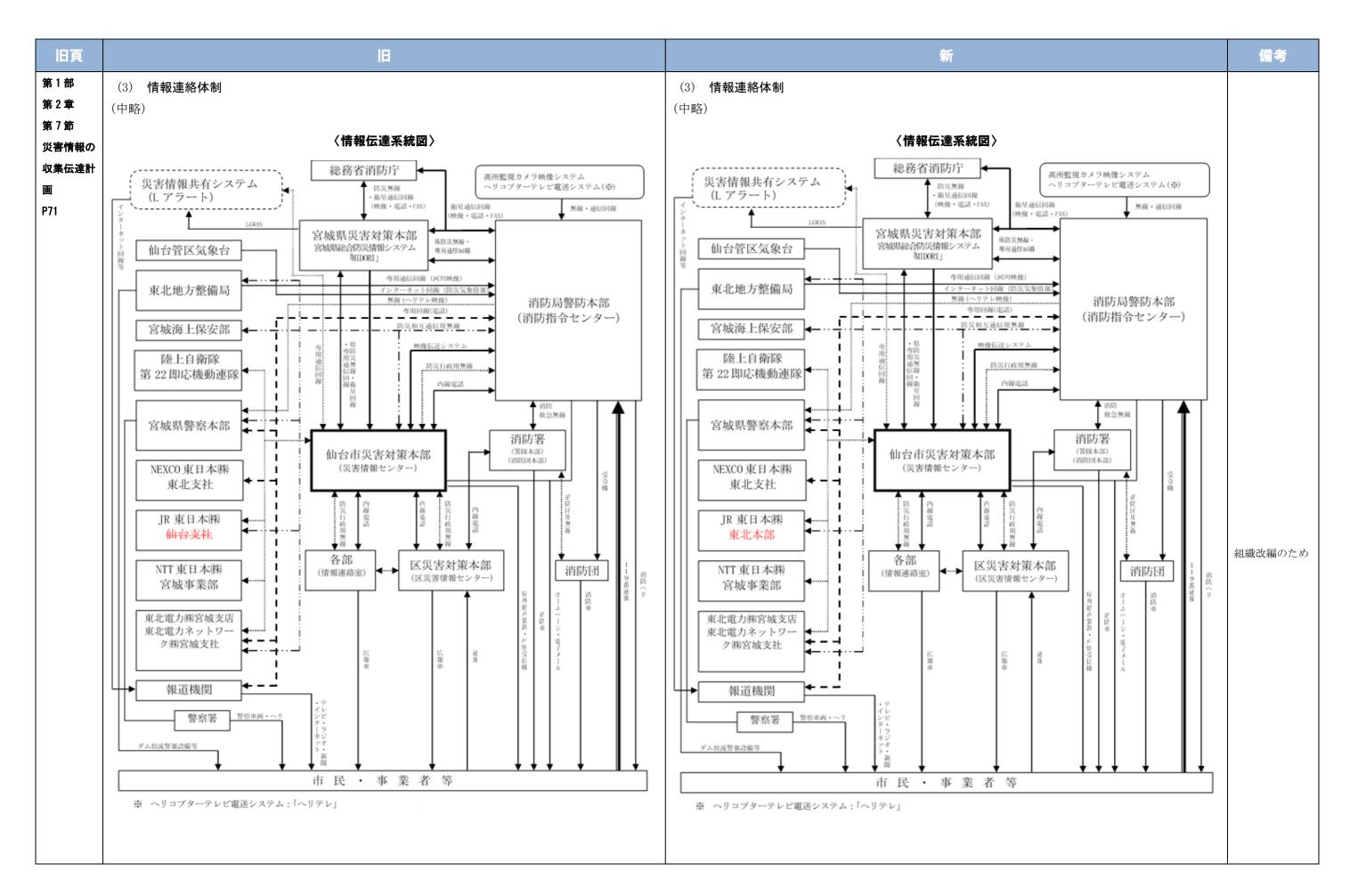
旧頁		新	備考
第 1 部 第 2 章 第 2 節	3. 災害警戒本部体制 (中略)	3. 災害警戒本部体制 (中略)	
災害対策活 動体制 P36~37	 ① (略) ② 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき ③~④(略) (資料 2-4「仙台市災害警戒本部運営要領」参り (1)(略) (2) 警戒本部の組織 	災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき ③~④(略)	仙台市災害警戒 本部運営要領に 整合
	警戒本部長:危機管理監 警戒副本部長:危機管理局次長、危機管理局危機管理部長、 危機管理局防災・減災部長、 危機管理局参事、 総務局総務部長 (以下略)	警戒本部長:危機管理監 警戒副本部長:危機管理局次長、 <u>危機管理局参事、</u> 危機管理局危機管理部長、 危機管理局防災・減災部長、総務局総務部長 (以下略)	
第 1 部 第 2 章 第 2 節	4. 災害対策本部体制 (中略)	4. 災害対策本部体制 (中略)	
災害対策活 動体制 P38~41	① 市内で震度 5 弱以上 を観測する 地震が発生したとき ②~⑥(略) (資料 2-2「仙台市災害対策本部運営要網」参 (資料 2-3「仙台市災害対策本部事務局等の組織及び運営に関する要領」参 (1)~(5)(略)	① 市内で震度 5 弱以上 <u>の</u> 地震が発生したとき ②~⑥(略) (資料 2-2「仙台市災害対策本部運営要綱」参照) (資料 2-3「仙台市災害対策本部事務局等の組織及び運営に関する要領」参照) (1)~(5)(略)	仙台市災害警戒 本部運営要領に 整合
	(6) 災対本部事務局 ア 構 成 災対本部事務局の構成は、次のとおりとする。 (中略) (中略) 事務局次長 危機管理局防災・減災部長 総務局総務部長 (以下略) (以下略) (以下略)	(f) (a) (幅) (6) 災対本部事務局 イ 構 成 災対本部事務局の構成は、次のとおりとする。 (中略) 事務局 次長 危機管理局防災・減災部長 総務局総務部長 (以下略) (以下略)	
第1部 第2章 第3節 職員の配 備・動員計 画 P46~48	1. 配備計画 (1) 警戒配備等 (中略)	1. 配備計画 (1) 警戒配備等 (中略)	

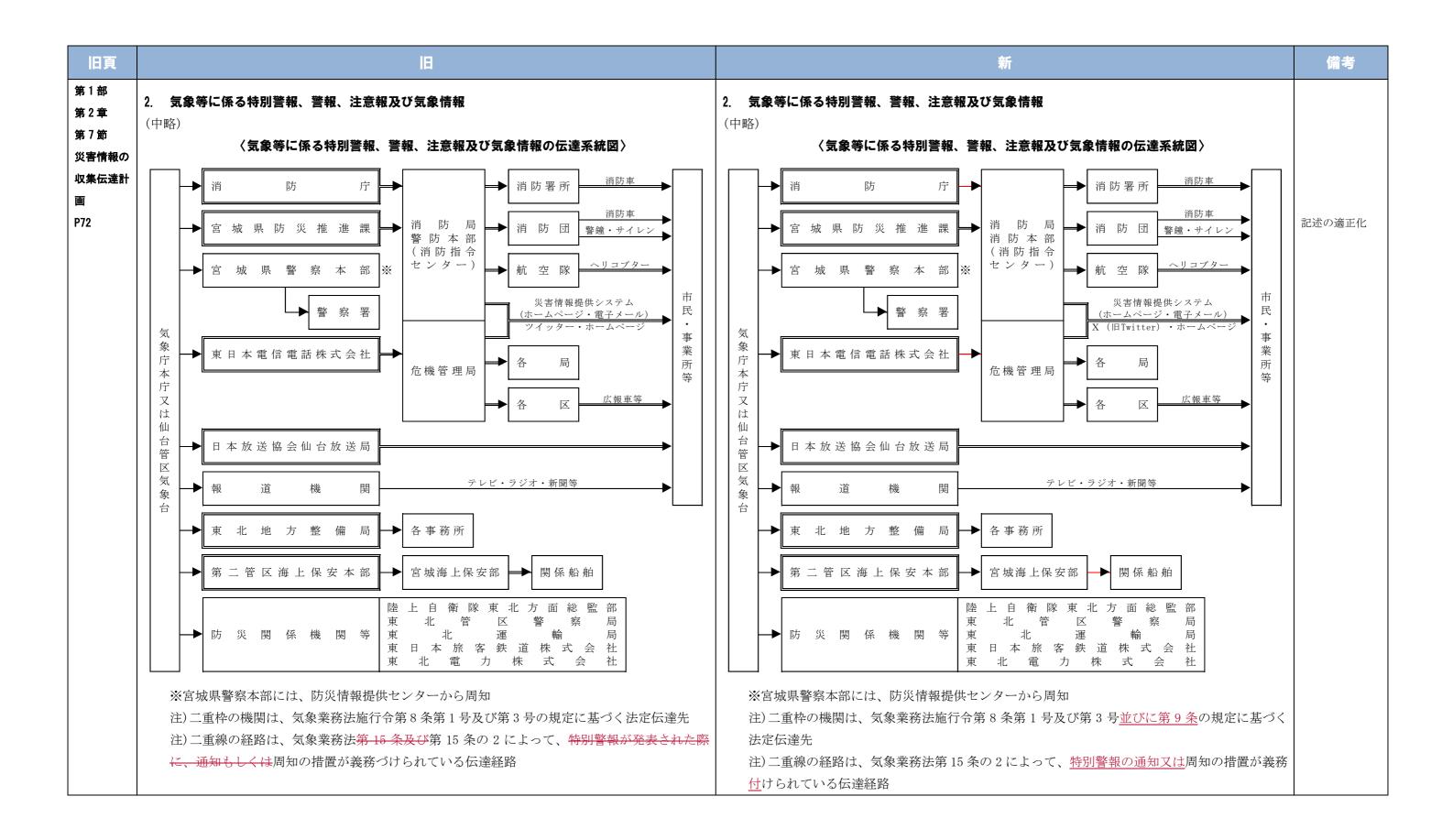
旧頁	la l			新		備考		
第1部	〈警戒配備等基	準 〉	<	警戒配備等基準〉				
第2章 第3節 職員の配 備・動員計	配 備 区 分配 備 基情報連絡体制の強化(1) 市内で震度 4 を観測する たとき (2) 気象注意報、警報が発表さ 害発生のおそれがあると	関係職員の連絡体制 の は、 は、 で災 保、 状況により災害情報	配 備 区 分配情報連絡体制の強化(4) 市内で震度 (5) 気象注意報 害発生のお	配備体制 関係職員の連絡体制を確保し、状況により自ら災害情報等の収集に努める	非常配備等に関			
画 P46~48	発令者: 危機管理監 (3) その他危機管理監が必要		(6) その他危機 発令者:危機管理監	管理監が必要と認めるとき	体制。	する要領に整合		
140**40	(中略)		(L. mfr.)	(中略)				
	(中略)		(中略)					
	(2) 非常配備 (中略)		(2) 非常配備 (中略)					
	→ 〈丁艸□/ <非常配備基準	! >		〈非常配備基準〉				
	配 備 区 分 配 備 基 準	配 備 体 制	配 備 区 分 配 備 基	基 準	配 備 体 制			
	非常 1 号配備 (1) 市内で震度 5 弱 を観測する 地震 が発生したとき (2) ~ (5) (略)	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び 災害の応急対策活動が実施でき、上位 配備に移行できる体制とし、各部及び 各区本部のおおむね 1/3 の職員をも	非常 1 号配備 (1) 市内で震度 5 弱 <u>の</u> たとき (2)~(5) (略)	プロ展が発生し 災害の応急が 配備に移行。 タマ木部の	収集・伝達、警戒活動及び 対策活動が実施でき、上位 できる体制とし、各部及び おおむね 1/3 の職員をも			
	災害対策本部長 (6) その他市長が必要と認めたとき	ってこれに充てる。	災害対策本部長 (6) その他市長が必要	と認め <u>る</u> とき ってこれに				
	非常 2 号配備 (1) 市内で震度 5 強 を観測する 地震が発生したとき (2) ~ (3) (略) (4) その他市長が必要と認め た とき	相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね2/3の職員をもってこれに充てる。	非常 2 号配備 (1) 市内で震度 5 強 <u>の</u> たとき (2) ~ (3) (略) (4) その他市長が必要	動及び復旧 制とし、各部	災害に対する応急対策活 対策活動が実施できる体 別及び各区本部のおおむね ともってこれに充てる。			
	非常 3 号配備 非常 3 号配備 発令者: 災害対策本部長 (1)市内で震度 6 弱以上 を観測する 地震が発生したとき (2) (略) (3) その他市長が必要と認め た とき	全職員を配備し、組織の総力を挙げて 対処する体制とする。	非常 3 号配備 第令者: 災害対策本部長 (1) 市内で震度 6 弱り 生したとき (2) (略) (3) その他市長が必要		備し、組織の総力を挙げて 制とする。			
第1部	1. 実施機関及び担当業務	<u> </u>	4 中传播用工作业类					
第2章		当業務	1. 実施機関及び担当業務 実施機関					
第4節 避難計画	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	433	防災重点農業用 ため池に係る防		
P51	・防災重点ため池の決壊に伴 情報の収集に関すること	う避難情報の発令・解除の判断に必要なら警戒区域の設定・解除の判断に必要な	 ・防災重点農業 必要な情報の ・防災重点農業 	★用ため池の決壊に伴う避難収集に関すること★用ため池の決壊に伴う警戒●収集に関すること		災工事等の推進 に関する特別措 置法に則り、名		
	(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)		称を変更		
第 1 部 第 2 章 第 4 節 避難計画 P52~56	2. 避難情報の発令等 〔災対本部事務局、経済部、都 (1) 避難情報の区分及び発令基準 (中略)	市整備部、消防部、区本部〕	2. 避難情報の発令等 〔災対本部事務局 (1) 避難情報の区分及び発令基準 (中略)	、経済部、都市整備部、消除	访部、区本部 〕			

			IB					新	
		高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保			高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
		1	(中略)				ı	(中略)	
洪水(その他河川〔中小河川	発令基準	_	・浸透、侵食による堤防 の変状が発見され、かつ 洪水キキクル (気象庁本 ームページ洪水警報の 危険度分布) で紫が表示 されている場合 ・浸透、侵食による堤防 の異常な変状が確認さ れた場合	・水位が氾濫開始水位 に到達するおそれが ある場合(危機管理型 水位計が設置されて いる場合に限る) ・異常な浸透、侵食に よる堤防の変状の進 行により、堤防決壊の おそれが高まった場 合 ・その他氾濫の発生が 確認された場合	洪水(その他河川〔中小河川	発令基準	_	・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で <u>「危険」(紫)が出現し、かつ降雨状況等により、氾濫の危険度がさらに高まると見込まれる</u> 場合・浸透、侵食による堤防の異常な変状が確認された場合	に到達するおそれが ある場合(危機管理型 水位計が設置されて いる場合に限る) ・異常な浸透、侵食に よる堤防の変状の進
	対象地域	_	○洪水浸水想定区域(水する。(中略)	防法第 14 条)を基本と		対象地域	等、当該中小河川の	川・水位周知河川の区間に D危険度が高まった場合 或(水防法第 14 条)を基本 (中略)	
		水位が設計洪水位		・堤体 (土手) 決壊の		1	水位が設計洪水位	・水位が設計洪水位(※	・ 堤体 (十手) 決壊の
防災重点ため池(※3)の	発令基準	(※4)に達した場合	4) を超え、なお上昇のお それがある場合		防災重点農業用ため池(※3)	発令基準		4)を超え、なお上昇のお それがある場合 ・ため池の近郊におい て、洪水調整機能の限界 を超えることが予想さ れる降雨が発生した場 合(水位計が設置されて いない場合の暫定基準)	おそれがある場合・氾濫の発生が確認さ
決壊	対象地域	○ハザードマップで	 で示された浸水範囲を基本。	とする。	の決壊	対象地域	○ハザードマップで	 で示された浸水範囲を基本。	とする。

旧頁	旧	新 	備考 防災重点農業用 ため池に係る防					
第 1 部 第 2 章 第 4 節 避難計画 P52~56	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	新						
第1部第2章第5節	災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS (ツイッター)」「せんだい避難情報電話サービス」等により高齢者等避難発令の情報配信を行うとともに、市ホームページ及び「避難情報ウェブサイト」により情報提供を行う。 (中略) 1 避難指示、緊急安全確保発令時の伝達手段 ①~②(略) ② 杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS (ツイッター)、せんだい避難情報電話サービス等及び市ホームページ 災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS (ツイッター)」「せんだい避難情報電話サービス」等により避難指示、緊急安全確保の情報配信を行うとともに、市ホームページ及び「避難情報ウェブサイト」により情報提供を行う。 3. 警戒区域の設定等 (中略)	LINE 」「せんだい避難情報電話サービス」等により高齢者等避難発令の情報配信を行うとともに、市ホームページ及び「避難情報ウェブサイト」により情報提供を行う。						
地盤災害対 策 P63	調査の結果、二次災害の発生する可能性がある場合には、災対本部長は、災害発生地の土地所有者等に対し、復旧のための措置を検討の上、早急に、応急対策工事を施工するよう助言及び指導を行う。また、災害発生地が 宅地造成工事規制区域 内である場合、災対本部長は、二次災害防止のために必要に応じて 宅地造成等規制 法に基づく勧告等の措置を講ずる。 (以下略)	有者等に対し、復旧のための措置を検討の上、早急に、応急対策工事を施工するよう助言及び指	宅地造成及び特 定盛土等規制法 の改正のため					

		l a				新		備考
災害情報の収集・伝達 中略) 1)(略) 2) 災対本部が行う情報収集 ア(略) イ 防災関係機関からの情報収集 (中略) 収集する情報				1. 災害情報の収集・伝達 (中略) (1)(略) (2) 災対本部が行う情報収集 ア(略) イ 防災関係機関からの情報収集 (中略)				
収集担当		収集する情報	収 集 先	収集担当		収集する情報	収 集 先	
	気象等に係る特 報	別警報、警報、注意報及び気象情	仙台管区気象台		気象等に係る特 報	特別警報、警報、注意報及び気象情	仙台管区気象台	
災 対 本 部 事 務 局	ライフラインの と復旧状況	被害(停電戸数、通信不通回線数)	東北電力(㈱宮城支店 東北電力ネットワーク(株)宮城支社 NTT東日本(㈱宮城事業部 携帯通信事業各社	災対本部 事 務 局	ライフライン <i>0</i> と復旧状況	〉被害(停電戸数、通信不通回線数)	東北電力(㈱宮城支店 東北電力ネットワーク (株) 宮城支社 NTT 東日本(㈱宮城事業部 携 帯 通 信 事 業 各 社	
	鉄道施設の被害	と復旧状況等	JR 東日本㈱ 仙台支社		鉄道施設の被害	手と復旧状況等	JR 東日本㈱ <u>東北本部</u>	
	県下の被害情報		宮城県防災推進課		県下の被害情報	R	宮城県防災推進課	
	テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング				テレビ・ラジオ	等マスコミのモニタリング		組織改編の
		(中略)				(中略)		
ウー各種シス	ステムによる情報 [」] 〈各種	収集 値システムを通じて得られる情報〉		ウ 各種シス	ステムによる情報 〈各科	収集 重システムを通じて得られる情報〉		
種	類	内	容	種	類	内	容	
(=	中略)	(中略)		(中略)		(中略)		
気象庁ホ 〔システム管理 ・気象庁	ームページ	 気象等に関する特別警報・等 流域雨量指数の予測値 台風情報 早期注意情報(警報級の可能 気象情報 指定河川洪水予報 土砂災害警戒情報 気象衛星画像 天気図 ナウキャスト(雨雲の動き) 天気予報・週間天気予報 潮位情報 気象観測値(雨量、風向・) 	能性) ・雷・竜巻)	気象庁ホ 〔システム管理 ・気象庁	ームページ	○ 気象等に関する特別警報・3 流域雨量指数の予測値 ○ 台風情報 ○ 早期注意情報(警報級の可で ○ 気象情報 ○ 指定河川洪水予報 ○ 土砂災害警戒情報 ○ 気象衛星画像 ○ 天気図 ○ ナウキャスト(雨雲の動き ○ 天気予報・週間天気予報 ○ 潮位情報 ○ 気象観測値(雨量、風向・)	能性) ・雷・竜巻)	
		○ キキクル (危険度分布)				○ キキクル(危険度分布)○ 降水短時間予報(今後の雨)○ 降雪短時間予報(今後の雪)	_	気象庁ホー ージから得 る情報の追





旧頁			la l			新	備考
第1部 第2章 第7節 災害情報の		共水予報の種類		3. 指定河川洪 (中略) (1) 指定河川			
収集伝達計 画 P73	種類	標 題 泡濫発生情報	概 要 予報区間において氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	種類	標 題 氾濫発生情報	概要 予報区間において氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。	記述の適正化
	洪水警報	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 基準地点の水位が氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	洪水警報	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル4に	
		氾濫警戒情報			氾濫警戒情報	相当。 基準地点の水位が氾濫危険水位に到達すると見込まれる とき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれる とき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったと き(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を 超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がな くなった場合を除く)に発表される。高齢者等避難の発令 の判断の参考とする。高齢者等 必要があるとされる警戒レベル3に相当。	
第1部 第2章 第7節 災害情報の 収集伝達計 画 P76	い状況にた ため、対象 情報で、E ている詳約	警戒情報の概要 最(土砂災害)の発 はったときに、市町 をとなる市町村(個 国城県と仙台管区気 田な領域は、土砂ち	表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくな 「村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援する」 自台市は東西に分割した地域)を特定して警戒が呼びかけられる 「象台から共同で発表される。なお、市町村内で危険度が高まっ ・キクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することがで 「が必要とされる警戒レベル4に相当。	大雨警 い状況に ため、対 情報で、 ている詳	警戒情報の概要 報(土砂災害)の多 なったときに、市町 象となる市町村(仏 宮城県と仙台管区気 細な領域は、土砂さ	送表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくな 可村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援する 山台市は東西に分割した地域)を特定して警戒が呼びかけられる 気象台から共同で発表される。なお、市町村内で危険度が高まっ キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することがで よる必要があるとされる警戒レベル4に相当。	

旧頁	旧	新	備考			
第1部 第2章 第7節 災害情報の 収集伝達計 画 P77	8. 要配慮者利用施設等への情報伝達 (中略) (1) 水防法第 15 条に基づく情報伝達 (中略) ア(略) イ 伝達する情報と伝達の範囲 情報区分 伝達・・ 佐速・ 大 大 大 大 大 大 大 大 大	8. 要配慮者利用施設等への情報伝達 (中略) (1) 水防法第 15 条に基づく情報伝達 (中略) ア (略) イ 伝達する情報と伝達の範囲 情報区分 伝達 節 囲 ・指定河川洪水予報 (洪水予報河川)・池濫危険水位 (洪水・予報河川)・池濫危険水位 (洪水・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
第1部 第2章 第7節 災害情報の 収集伝達計 画 P79	R定					
第1部第2章第15節 緊急輸送計画 P127~128	災害情報センターと各部及び区本部、又は各部及び区本部と所属する移動局間の通信 3. 道路交通の確保 [市民部、建設部、区本部、宮城県警察本部] (1)~(2)(略) (3) 道路啓開等の実施 (中略) ア(略) イ 宮城県道路防災情報連絡協議会指定緊急輸送道路 (中略) 第2次緊急輸送道路 第1次緊急輸送道路 (中略) 第2次緊急輸送道路 第1次緊急輸送道路と第2次防災拠点を結ぶ道路、脆弱性を考慮した多重化・代替性確保のための道路 ※第2次防災拠点:地方公共団体(第1次以外)、警察、消防、指定地方行政機関、自衛隊、港湾(第1次以外)、地方公共機関、病院(災害拠点病院)、広域避難場所、物資拠点(ヘリポート、駅、郵便局、道の駅、集積所) 第3次緊急輸送道路 第1次・第2次緊急輸送道路と第3次防災拠点を結ぶ道路、脆弱性を考慮した多重化・代替性確保のための道路 ※第3次防災拠点:保健所、病院(第2次緊急輸送道路と第3次防災拠点(駅(第2次以外))、地域物資・活動拠点 (中略)	災害情報センターと各部及び区本部、又は各部及び区本部と所属する移動局間の通信 3. 道路交通の確保 〔市民部、建設部、区本部、宮城県警察本部〕 (1)~(2)(略) (3) 道路啓開等の実施 (中略) ア(略) イ 宮城県道路防災情報連絡協議会指定緊急輸送道路 (中略) 第2次緊急輸送道路 第1次緊急輸送道路 (中略) 第2次緊急輸送道路 第1次緊急輸送道路と第2次防災拠点を結ぶ道路、脆弱性を考慮した多重化・代替性確保のための道路 ※第2次防災拠点:地方公共団体(第1次以外)、警察、消防、指定地方行政機関、自衛隊、港湾(第1次以外)、指定公共機関、病院(災害拠点病院)、広域避難場所、物資拠点(ヘリポート、駅、郵便局、道の駅、集積所) 第3次緊急輸送道路 第1次・第2次緊急輸送道路と第3次防災拠点を結ぶ道路、脆弱性を考慮した多重化・代替性確保のための道路 ※第3次防災拠点:保健所、病院(第2次聚急輸送道路と第3次防災拠点を結ぶ道路、脆弱性を考慮した多重化・代替性確保のための道路 ※第3次防災拠点:保健所、病院(第2次水息医療施設)、物資拠点(駅(第2次以外))、地域物資・活動拠点、指定公共機関(第2次以外)	除 宮城県道路防災 情報連絡協議会 で定道路及び 拠点の定義に整 合			

旧頁	III	新	備考
第 1 部 第 2 章 第 15 節 緊急輸送計 画 P127~128	(4) 緊急交通路の指定 警察は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められる場合、災害対策基本法の定めるところにより公安委員会が指定した「緊急交通路」において、緊急通行車両、規制除外車両のうち自衛隊車両等及び事前届出確認済車両以外の車両の通行を禁止し又は制限するなど、必要な交通規制を実施し、交通秩序の維持に当たる。	(4) 緊急交通路の指定 警察は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められる場合、災害対策基本法の定めるところにより公安委員会が指定した「緊急交通路」において、緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通行を禁止し又は制限するなど、必要な交通規制を実施し、交通秩序の維持に当たる。	記述の適正化
第 1 部 第 2 章 第 15 節 緊急輸送計 画 P129	4. 輸送車両等の確保 [射政部、経済部、会計部、消防部、交通部] (中略) (7) 緊急通行車両の確認 災害対策基本法に基づき、緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両通行の禁止又は制限がなされた場合は、次により緊急通行車両確認証明書及び確認標章を受ける。 アーあらかじめ事前届出済証の交付を受けている車両については、所管する各部及び区本部が警察署・緊急交通路の交通検問所等において交付を受ける。 イー事前届出済証の交付を受けていない車両については、所管する各部及び各区本部で緊急通行車両確認証明書、自動車検査証及び輸送協定書その他当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類(指定行政機関等の上申書等)により管轄の警察署等に申請し、交付を受ける。 ウー財政部が調達した車両については、財政部で緊急通行車両確認証明書により、上記イと同様に管轄の警察署等に申請し、交付を受ける。 (資料8-3「大規模災害に伴う交通規制実施要領」参照)	4. 輸送車両等の確保 [関係各部、区本部] (中略) (7) 緊急通行車両の確認 <u>手続</u> 災害対策基本法に基づき、 <u>公安委員会による緊急交通路が指定された場合、</u> 緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両通行の禁止又は制限が行われる。車両を所管又は調達する各部及び区本部は、緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付を事前に受けた車両以外で緊急交通路を通行させる必要がある場合、速やかに緊急通行車両の確認手続を行う。 (第 23 節「災害警備活動・交通規制計画」参照)	災害対策基本法施行令の改正に伴う手続の見直し
第 1 部 第 2 章 第 16 節 廃棄物処理 計画 P138	3. 災害廃棄物等の処理 [環境部] (中略) (5) アスベスト含有有害廃棄物の処理 アスベスト含有有害廃棄物の処理は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュア ル」(平成 29 年 9 月 環境省 水・大気環境局大気環境課)に従い適正に処理を進める。	 3. 災害廃棄物等の処理 [環境部] (中略) (5) アスベスト含有有害廃棄物の処理 アスベスト含有有害廃棄物の処理は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュア ル」(令和5年4月 環境省 水・大気環境局大気環境課)に従い適正に処理を進める。 	マニュアルの時点更新
第1部 第2章 第17節 二次災害の 防止 P140	2. 避難情報発令等の実施・警戒区域の設定 避難情報発令等の実施、警戒区域の設定については、第4節「避難計画」による。	2. 避難情報 <u>の</u> 発令等・警戒区域の設定 避難情報 <u>の</u> 発令等、警戒区域の設定については、第4節「避難計画」による。	地震・津波災害対策編に整合

旧頁			旧		新	備考
第1部 第2章 第17節 二次災害の 防止	(1)		士による被災宅地の危険度判定(被害が甚大である場合) 〔都市整備部〕 判定 内 容	(1) (略)	険度判定士による被災宅地の危険度判定(被害が甚大である場合) 〔都市整備部 の危険度判定 日 内 容	
P141		(中略) 結果の活用	(中略) ①特に緊急を要する応急措置等 ・避難情報の発令または警戒区域の指定のための判断材料とする。 ・応急措置のための優先付けを行う。 ②宅地造成等規制法に基づく防災措置の勧告等 ③応急復旧及び本復旧のための助言又は支援制度等の提案	(中間 括果の	①特に緊急を要する応急措置等 ・避難情報の発令または警戒区域の指定のための判断材料とする。	宅地造成及び特定盛土等規制法の改正のため
第 1 部 第 2 章 第 20 節 災害救助法 適用計画 P152		対助の種類 救助の 災害にかかった住	(中略)		助 の 種 類 実 施 期 間 実 施 者 (中略) か月以内 (災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内) 市長 以下略)	災害救助法によ る救助の程度、 方法及び期間並 びに実費弁償の 基準に整合
第 1 部 第 2 章 第 23 節 災害警備活 制	(中略) (1)~ (3)	(2) (略) 緊急通行車両の確 緊急通行車両の確 緊急通行車両ので ア 確認場所 警察本部(交通 (交通) (交通) (本おいて (本のは (本のは	記 確認手続は、次の要領で行う。 規制課)、高速道路交通警察隊、警察署のほか、緊急交通路の指定に伴う交 で実施する。 の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。 示されている番号 (輸送人員又は品名)	(中略) (1)~(2)(略) (3) 緊急通行 ア 緊急急急認為 ア 警申急 番 車 活 車 緊要 緊 で 事 動 両 急 ウ の い の で で で で で で で で で で で で で で で で で	部、高速道路交通警察隊 <u>又は</u> 警察署 5項 行車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。 持標に <u>標</u> 示されている番号 前の用途 助地域 前の使用者の住所及び氏名 遠連絡先 2類 第通行車両確認申出書	災害対策基本法施行令の改正による

旧頁	旧	新	備考
第1部 第2章 第23節 災害警備活 動·交通規 制計画 P170~172	ウ 標章等の交付 警察署長(交通規制課長、高速道路交通警察隊長を含む)が緊急通行車両の確認をしたと きは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の確認標章及び緊急通行車両確認証明 書を交付する。	あることを確かめるに足りる書類 c. 指定行政機関等の車両であることを確かめるに足りる書類(災害発生時の手続きでは不要) 工 標章等の交付 警察署長(交通規制課長、高速道路交通警察隊長を含む)が緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の確認標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。	災害対策基本法 施行令の改正に よる
第1部 第2章 第26節 応急給水・ 水道復旧計 画 P180	3. 応急給水計画 [水道部] (1) 応急給水方法 (中略) ア 拠点給水: 非常用飲料水貯水槽・応急給水栓・災害時給水栓による給水 (資料 9-15 「災害時給水施設」参照) イ 運搬給水:給水車・容器による給水 ウ 臨時給水:臨時給水栓・仮設水槽	3. 応急給水計画 [水道部] (1) 応急給水方法 (中略) ア 拠点給水: <u>災害時給水栓・非常用飲料水貯水槽・仮設水槽</u> による給水 (資料 9-15「災害時給水施設」参照) イ 運搬給水:給水車・アルミタンク等による給水 ウ 臨時給水:臨時給水栓・消火栓による給水	記述の適正化
第1部 第2章 第26節 応急給水・ 水道復旧計 画 P183	8. 応急給水補完対策 [環境部、各部、区本部] (中略) (1) (略) (2) 井戸水の活用 (中略) ※実际急用井戸登録数 令和 4年9月30日現在 青葉区 宮城野区 若林区 太白区 泉 区 合 計	8. 応急給水補完対策 [環境部、各部、区本部] (中略) (1)(略) (2) 井戸水の活用 (中略) 〈災害応急用井戸登録数〉 令和 5年9月30日現在 青葉区 宮城野区 若林区 太白区 泉 区 合 計	時点更新
第1部 第2章 第29節 ガス施設災 害応急計画 P187	登録井戸数 132 46 50 38 30 296 3. 緊急措置 整圧器室が浸水し、ガス送出圧力が低下する等の異常が発生した際には、必要な保安措置を行い、供給継続が困難な場合は、最小限の地域の供給を停止する。	登録井戸数 127 46 50 36 30 289 3. 緊急措置 整圧器室が浸水し、ガス送出圧力が変動する等の異常が発生した際には、必要な保安措置を行い、供給継続が困難な場合は、最小限の地域の供給を停止する。	記述の適正化
第1部 第2章 第29節 ガス施設災 害応急計画 P187	4. 広報活動 あらかじめ報道機関に協力要請を行っておくマイコンメーターの復帰方法のほか、供給停止状況、復旧見込み及び市民の協力が必要となる事項に関し、報道機関の協力によりラジオ、テレビ、新聞で広報を行うとともに、ガス局ホームページにより周知する。 また、供給停止地区には、広報車を出動させて市民にきめ細かな情報提供を行い、二次災害の防止に努める。	4. 広報活動 あらかじめ報道機関に協力要請を行っておくマイコンメーターの復帰方法のほか、供給停止状況、復旧見込み及び市民の協力が必要となる事項に関し、報道機関の協力によりラジオ、テレビ、新聞で広報を行うとともに、ガス局ホームページにより周知する。	マスメディア・ ホームページに よる広報を基本 とする

旧頁		新	備考
第1部 第2章	第 32 節 JR 鉄道施設災害応急計画	第 32 節 JR 鉄道施設災害応急計画	
第 32 節	〔東日本旅客鉄道株式会社 仙台支社 〕	〔東日本旅客鉄道株式会社 <u>東北本部</u> 〕	組織改編のため
JR 鉄道施 設災害応急 計画 P193	被災内容は、鉄道輸送の各部門にわたり、広汎多岐の態様で発生することが予想されるので、次の要領により災害復旧に全力を挙げる。	被災内容は、鉄道輸送の各部門にわたり、広汎多岐の態様で発生することが予想されるので、 次の要領により災害復旧に全力を挙げる。	
第 1 部 第 2 章 第 32 節 JR 鉄道施 設災害応急 計画 P194	 7. 対策本部の設置 災害発生時又は発生が予想されるときは、その状況に応じて他台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を定める。 (1) 他台支社対策本部 ア 支社対策本部長は他台支社長とし、対策本部の業務を統括する。 イ 支社長が不在の場合は、先着した部長が本部長の職務を代行する。 (2) 現地対策本部 ア 支社対策本部長は、被害甚大な災害が発生した場合、地区駅長に対して現地対策本部の設置を指示する。 イ 現地対策本部長は地区駅長、地区駅長が指定した者とする。 	 7. 対策本部の設置 災害発生時又は発生が予想されるときは、その状況に応じて東北本部内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を定める。 (1) 東北本部対策本部 ア 対策本部長は東北本部長とし、対策本部の業務を統括する。 イ 東北本部長が不在の場合は、先着した部長又はユニットリーダーが対策本部長の職務を代行する。 (2) 現地対策本部 ア 対策本部長は、被害甚大な災害が発生した場合、地区駅長に対して現地対策本部の設置を指示する。 イ 現地対策本部長は地区駅長、地区駅長が指定した者とする。 	組織改編のため
第1部	8. 気象異常時の取扱い	8. 気象異常時の取扱い	
第 2 章	(1) (略)	(1) (略)	
JR 鉄道施 設災害応急 計画 P194	(2) 輸送指令 輸送指令 輸送指令は、時雨量、連続雨量、風速及びカイン値が運転規制基準に達した場合は、速度 規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。(運転規制基準及び運転規制区間は、 仙台支社 運転規制等取扱いによる。)	(2) 輸送指令 輸送指令は、時雨量、連続雨量、風速及びカイン値が運転規制基準に達した場合は、速度 規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。(運転規制基準及び運転規制区間は、 東北本部運転規制等取扱いによる。)	組織改編のため
第1部 第2章	7. 被災住宅の応急修理及び土石等障害物の除去 〔財政部、健康福祉部〕	 7. 被災住宅の応急修理及び土石等障害物の除去 〔財政部、健康福祉部〕 	
第 33 節	(1) (略)	(1) (略)	
住宅応急対 策計画 P201	 (2) 被災住宅の応急修理 災害のため住家に被害を受け、そのままでは住むことができない状態であって、応急的に修理すれば居住可能な場合に、必要最低限の修理を行う。 ア(略) イ 期 間 災害発生の日から1か月以内 	(2) 被災住宅の応急修理 災害のため住家に被害を受け、そのままでは住むことができない状態であって、応急的に修理すれば居住可能な場合に、必要最低限の修理を行う。 ア(略) イ 期 間 災害発生の日から3か月以内(災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内)	災害救助法によ る救助の程度、 方法及び期間並 びに実費弁償の 基準に整合

旧頁		III		新	備考
第1部 第2章 第34節		第 34 節 農林水産業対策計画		第 34 節 農林水産業対策計画	
農林水産業 対策計画 P204	(中略) 災害により、農林水産物及び農林水産業の施設等への被害が発生した場合は、「仙台市農林業関係被害報告要領(平成元年4月経済局長決裁)」に基づき、被害の状況を迅速かつ正確に把握するとともに、被害が発生した農作物等及び農林業施設等に対し、被害を最小限に食い止めるため的確な対応を行うものとする。		つ正確に把握するとともに、被害が発生した農作物等及び農林業施設等に対し、被害を最小限に食		
第1部第2章	1. 実施機関及び担当業務 実 施 機 関 担 当 業 務		1. 実施機関及び担当業務 実 施 機 関 担 当 業 務		
第34節農林水産業対策計画	農政企画班	・災害対策及び被害防止広報の総括に関すること ・所管施設の被害の把握、被害情報収集に関すること ・県及び部庶務班への被害報告に関すること		・災害対策及び被害防止広報の総括に関すること ・所管施設の被害の把握、被害情報収集に関すること ・県及び部庶務班への被害報告に関すること	組織改正のため
P204	農業振興班	・農作物等及び農業用施設(共同利用施設等)に係る被害の把握、被害情報収集、農政企画班への被害報告に関すること - 農作物災害対策専門部会の開催に関すること - 農作物等及び農業用施設(共同利用施設等)に係る災害対策の立案に関すること	農 <u>林</u> 企 画 班	(森林管理係) ・林地及び林地施設等の被害の把握、被害情報収集に関すること ・林地及び林地施設等に係る災害対策の立案及び災害復旧の指導に関すること ・被害防止広報に関すること	
	農林土木班	・被害防止広報に関すること (整備係・管理係) ・農地及び農業用施設(かんがい排水施設、農業用道路等)に係る被害の把握、被害情報収集、県及び農政企画班への被害報告に関すること ・農地及び農業用施設(かんがい排水施設、農業用道路等)に係る災害対策の立案に関すること ・被害防止広報に関すること ・林地及び林地施設等の被害の把握、被害情報収集、農政企画班への被害報告に関すること ・林地及び林地施設等の被害の把握、被害情報収集、農政企画班への被害報告に関すること ・林地及び林地施設等に係る災害対策の立案及び災害復旧の指導に関すること ・被害防止広報に関すること	農業振興班農業土木班	 ・農作物等及び農業用施設(共同利用施設等)に係る被害の把握、被害情報収集、農林企画班への被害報告に関すること ・農作物等及び農業用施設(共同利用施設等)に係る災害対策の立案に関すること ・被害防止広報に関すること ・農地及び農業用施設(かんがい排水施設、農業用道路等)に係る被害の把握、被害情報収集、県及び農林企画班への被害報告に関すること ・農地及び農業用施設(かんがい排水施設、農業用道路等)に係る災害対策の立案に関すること ・被害防止広報に関すること ・被害防止広報に関すること 	

旧頁	B	新	備考
第 1 部 第 2 章 第 34 節 農林水産業 対策計画 P205	2. 農業対策 (中略) (1) 農作物災害対策本部の設置 「仙台市農政推進協議会*要綱(昭和55年4月市長決裁)」第5条に基づき、農作物等、農業用施設等に係る災害が発生したとき又は発生するおそれがあると認めるときは、農作物災害対策本部を設置し、災害への対策を講じる。	2. 農業対策 (中略) (削除)	要領廃止のため
	*農政に関する諸問題を協議し、市域の農業の安定的拡大を図るため設置している市の協議会。 (2) 農作物災害対策専門部会の開催 「仙台市農政推進協議会専門部会要領(昭和55年4月経済局長決裁)」に基づき、仙台市 農政推進協議会(以下「協議会」という。)の下部組織として、農作物災害対策専門部会を設置しており、協議会からの付託を受け、被害状況の把握のための調査及び情報の収集、被害防止対策の啓蒙宣伝活動、技術対策の検討など、実際の事務手順や処理方法等について、具体的	<u>(削除)</u>	
	な事項を検討する。 なお、専門部会での検討は基本的対応とし、重要事項は協議会を開催し、検討する。 (3) 農業用施設(防災重点ため池) 大雨時において、防災重点ため池施設について水位監視を行うほか、被害状況の把握を適宜 行う。 (資料 6-18「防災重点ため池一覧」参照) (4) ~ (5) (略)	(1) 農業用施設(防災重点農業用ため池) 大雨時において、防災重点農業用 ため池施設について水位監視を行うほか、被害状況の把握を適宜行う。 (資料 6-18「防災重点農業用 ため池一覧」参照) (2) ~ (3) (略)	防災重点農業用 ため池に係る防 災工事等の推進 に関する特別措 置法に則り、名 称を変更
第1部 第2章 第35節 民生安定の ための緊急 措置に関す る計画 P210	3. 生活 <mark>復興支援</mark> 資金の貸付 〔仙台市社会福祉協議会〕 <u>(追加)</u>	3. 生活福祉資金の貸付 〔仙台市社会福祉協議会〕 (1) 災害臨時費の貸付 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯が災害を受けたことにより、臨時に必要となる経費の貸付を行う。 ア 対象:仙台市内に居住しており、他の受給制度や貸付制度を受けることが困難な世帯イ 利率:年1.5% *連帯保証人を立てる場合は無利子ウ 貸付限度額:150万円以内 エ 据置期間:6ヶ月以内 オ 償還期間:7年以内	災害臨時費の掲 載追加
	東日本大震災により被災し、罹災証明、罹災届出証明書の発行を受けている低所得世帯(被災したことにより、低所得世帯となった場合も含む。)に当面の生活に必要となる経費の貸付を行う。	生活復興支援資金の貸付 東日本大震災により被災し、罹災証明、罹災届出証明書の発行を受けている低所得世帯(被災したことにより、低所得世帯となった場合も含む。)に当面の生活に必要となる経費の貸付を行う。 種類 内容 一時生活支援費(当面の生活費) 月20万以内(単身世帯15万以内)×6か月以内※震災による減収があり、低所得世帯になった世帯※罹災証明書等が必要	

旧頁	III	新	備考
第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	生活再建費 (住居の移転費、家具などの購入費) 住宅補修費 250万以内 ※罹災証明書等が必要 (1) 対象: 仙台市内に住居があるか、又は今後当面の間、仙台市内に居住して生活復興に向けた取り組みを行う世帯(収入の目安あり。他の受給制度や貸付制度優先) (2) 利率: 年1.5% ※連帯保証人を立てる場合は無利子 (3) 据置期間: 据置期間経過後20年以内で借入金額により設定 4. 社会福祉資金の貸付 【仙台市社会福祉協議会】 低所得世帯へ災害等、不時の出費に対し、その経済的自立の助成を図るため、社会福祉法人仙台市社会福祉協議会社会福祉資金貸付規程に基づき、社会福祉資金の貸付を行う。申込みは、社会福祉協議会各区・支部事務所に行う。 名 解 資付限度額 利 子 償還期間 社会福祉資金 16万円以内 無利子 30か月以内 (1) 対象 市内に6か月以上居住しており、資金の融資を他から受けることが困難な世帯 (2) 保証人 1名要(市内在住で、独立生計を営んでいる方)	生活再建費 (住居の移転費、家具などの購入費) 住宅補修費 ア対象: 仙台市内に住居があるか、又は今後当面の間、仙台市内に居住して生活復興に向けた取り組みを行う世帯(収入の目安あり。他の受給制度や貸付制度優先) イ 利率: 年1.5% ※連帯保証人を立てる場合は無利子 ウ 据置期間:2年以内 工 償還期間:据置期間経過後20年以内で借入金額により設定 (削除)	記述の適正化 社会福祉資金の 事業廃止に伴う 掲載削除
第1部第2章第35第 民た間間 大型のに間である。 大型のに間である。 第11部第2章第 民ため間では、 第35年ののは 大型ののは は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	6. 災害見舞金の支給 [健康福祉部、区本部] (中略) (1) 支給対象 市内に住所を有する者の世帯で災害により、住家に全焼、全壊、流失、半焼、大規模半壊、中規模半壊、半壊、床上浸水又は消火冠水のいずれかの被害を受けた者。ただし、被災者生活再建支援金又は、災害救助法に基づく住宅の応急修理を受けたものは除く。 18. 中小企業に対する復旧・復興支援 [経済部] (1) 中小企業災害関連融資(中略) ア 概 要 (表省略) (注) 融資利率は、平成29年4月1日現在の数字であり、今後の金融情勢により変わる場合がある。	6. 災害見舞金の支給 [健康福祉部、区本部] (中略) (1) 支給対象 市内に住所を有する者の世帯で災害により、住家に全焼、全壌、流失、半焼、大規模半壊、中規模半壊、半壊、床上浸水又は消火冠水のいずれかの被害を受けた者。ただし、被災者生活再建支援金又は、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与若しくは住宅の応急修理を受けたものは除く。 18. 中小企業に対する復旧・復興支援 [経済部] (1) 中小企業災害関連融資(中略) ア 概 要(表省略) (注) 融資利率は、合和5年4月1日現在の数字であり、今後の金融情勢により変わる場合がある。	仙台市災害見舞 金支給要綱に整 合 時点更新

旧頁		新	備考
第 2 部 第 2 章 第 4 節 鉄道災害対 策	第3-2 各鉄道事業者の鉄道災害対策: JR鉄道施設〔東日本旅客鉄道株式会社 仙台支社 〕 1. 施設の現況 仙台市域の営業路線の現況については、次のとおりである。	第3-2 各鉄道事業者の鉄道災害対策: JR鉄道施設〔東日本旅客鉄道株式会社 <u>東北本部</u> 〕 1. 施設の現況 仙台市域の営業路線の現況については、次のとおりである。	組織改編のため
P253	〈各線路の構造等〉	<各線路の構造等>	
	では 25 年 11 月 1 日現在 管理者 東日本旅客鉄道㈱ 仙台支社 (以下略) (以下略)	で成25年11月1日現在 管理者 東日本旅客鉄道㈱東北本部 (以下略) (以下略)	
第 2 部 第 2 章 第 4 節 鉄道災害対 策 P254~255	(中略) (1)~(6) (略) (7) 対策本部の設置 災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて他台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を定める。 ア 他台支社対策本部 ① 支社対策本部 ① 支社対策本部 ① 支社対策本部 ① 支社対策本部 ① 支社対策本部 ① 支社対策本部 ① 支社大策本部 ② 支社長が不在の場合は、先着した部長が本部長の職務を代行する。 / 現地対策本部 ① 支社対策本部 ② 現地対策本部 ① 支社対策本部長は、被害甚大な災害が発生した場合、地区駅長に対して現地対策本部の設置を指示する。 ② 現地対策本部長は地区駅長、地区駅長が指定した者とする。 (8) 気象異常時の取扱いア(略) / 輸送指令は、時雨量、連続雨量、風速及びカイン値が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。(運転規制基準及び運転規制区間は、他台支社運転規制等取扱いによる。)	(中略) (1)~(6) (略) (7) 対策本部の設置 災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて東北本部内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を定める。 ア 東北本部対策本部 ① 対策本部長は東北本部長とし、対策本部の業務を統括する。 ② 東北本部長が不在の場合は、先着した部長又はユニットリーダーが対策本部長代行する。 イ 現地対策本部 ① 対策本部長は、被害甚大な災害が発生した場合、地区駅長に対して現地対策本部の設置を指示する。 ② 現地対策本部 (1) 対策本部長は、被害甚大な災害が発生した場合、地区駅長に対して現地対策本部の設置を指示する。 ② 現地対策本部長は地区駅長、地区駅長が指定した者とする。 (8) 気象異常時の取扱いア(略) イ 輸送指令は、時雨量、連続雨量、風速及びカイン値が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。(運転規制基準及び運転規制区間は、東北本部運転規制等取扱いによる。)	組織改編のため

